

大学ガイドラインに基づいた課外活動実施概要

文教大学ガイドライン	ガイドライン判断基準	ガイドライン内容	活動対象	活動可能日・時間(学内)	利用可能施設(学内)	活動内容(学内・学外)	活動手続き方法	備考
0	平常時	通常通り	全学生	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	
1	自粛制限は出ていないが、感染への注意が必要な状態	【学内活動】 学生委員会と対策支部が認めた活動のみ可とする。(要申請書) 体育会や文化会所属団体、学友会に登録されているサークルのみ 【学外活動】 学生委員会と対策支部が認めた活動のみ可とする。(要申請書) 宿泊を伴う活動は、極力自粛とするが、学生委員会と対策支部が認めた活動のみ可とする。(要申請書) 体育会や文化会所属団体、学友会に登録されているサークルのみ	全学生	【活動可能日】 平日・土曜・日曜祝日 【活動可能時間】※準備片付け除く (平日・土曜・日祝、長期休暇) 準備片付けを含めず3時間以内の活動とする ※詳細は別紙参照 ※1団体の1週あたりの活動可能日数は、学内外を含め週5日以内を上限とする。 ※激しい運動等の活動は、怪我等の防止の観点から、再開活動後、計4回未満の場合は週2日以内を上限とする。	通常通り	練習	準備片付けを含めず3時間以内の活動のみ可(利用施設が感染対策を取っている場合に限る)	①「活動再開計画書」を各団体で検討、大学へ提出 →学生委員会及び対策支部にて審議 ※「保証人同意書」も要提出 ②「活動許可願」及び「参加者名簿」を提出 →担当事務局にて確認 ※左記に該当しない活動を希望する場合には、理由書とともに活動許可願を提出すること。 ③「活動報告書」を提出(学外活動のみ)
						公式戦・練習試合	可(宿泊を伴わないものに限る) ※宿泊を伴う活動については、顧問の帯同があれば可。	
						イベント・発表会等	可(利用施設が感染対策を取っている場合に限る)	
						合宿	極力自粛とするが、学生委員会と対策支部が認めた活動のみ可とする。(要申請書)	
2	自粛制限が出ており、感染への注意が必要な状態	【学内活動】 学生委員会と対策支部が認めた活動のみ可とする。(要申請書) 授業日以外、体育会や文化会所属団体、学友会に登録されているサークルのみ 【学外活動】 学生委員会と対策支部が認めた活動のみ可とする。(要申請書) 原則として宿泊を伴う活動は禁止する。ただし、学生委員会と対策支部が認めた活動のみ可とする。(要申請書) 体育会や文化会所属団体、学友会に登録されているサークルのみ	各本部・体育会・文化会所属団体・届出団体(公認サークル)	【活動可能日】 土曜(授業日以外)、日曜祝日、長期休暇期間 【活動可能時間】※準備片付け除く 準備片付けを含めず2時間以内の活動とする (土曜)13:00~15:00、16:00~18:00 (日祝、長期休暇)10:00~12:00、13:00~15:00、16:00~18:00 ※1団体の1週あたりの活動可能日数は、学内外を含め週5日以内を上限とする。 ※激しい運動等の活動は、怪我等の防止の観点から、再開活動後、計4回未満の場合は週2日以内を上限とする。	・屋外施設(グラウンド、テニスコート等) ・屋内施設の一部(体育館等) ・教室の一部 【詳細及び利用可能な人数等は別紙参照】	練習	準備片付けを含めず2時間以内の活動のみ可(利用施設が感染対策を取っている場合に限る)	①「活動再開計画書」を各団体で検討、大学へ提出 →学生委員会及び対策支部にて審議 ※「保証人同意書」も要提出 ②「活動許可願」及び「参加者名簿」を提出 →担当事務局にて確認 ※左記に該当しない活動を希望する場合には、理由書とともに活動許可願を提出すること。 ③「活動報告書」を提出(学外活動のみ)
						公式戦・練習試合	可(宿泊を伴わないものに限る) ※宿泊を伴う活動については、顧問の帯同があれば可。	
						イベント・発表会等	可(利用施設が感染対策を取っている場合に限る)	
						合宿・コンパ	不可	
3	通学圏内に授業等の教育活動を制限しない緊急事態宣言が発出されている状態、またはその状態と同等であると対策本部が判断した場合	【学内学外活動共通】 原則禁止とする。 学生委員会と対策支部が認めた活動のみ可とする。(要申請書)	原則禁止とするが、以下の条件で学生委員会と対策支部が認めた活動のみ可とする。 原則禁止の中で活動するため、妥当な理由がある場合に限る。	【活動可能日】 土曜(授業日以外)、日曜祝日、長期休暇期間 【活動可能時間】※準備片付け除く (土曜)13:00~15:00、16:00~18:00 (日祝、長期休暇)10:00~12:00、13:00~15:00、16:00~18:00 ※1団体の1週あたりの活動可能日数は、学内外を含め週3日以内を上限とする。 ※激しい運動等の活動は、怪我等の防止の観点から、再開活動後、計4回未満の場合は週2日以内を上限とする。	通常通り	練習	原則禁止	①「活動再開計画書」を各団体で検討、大学へ提出 →学生委員会及び対策支部にて審議 ※「保証人同意書」も要提出 ②「活動許可願」及び「参加者名簿」、「理由書」を提出 →学生委員会及び対策支部にて審議 ③「活動報告書」を提出(学外活動のみ)
						公式戦・練習試合	原則禁止	
						イベント・発表会等	原則禁止	
						合宿・コンパ	不可	
4	通学圏内に授業等の教育活動を制限する緊急事態宣言が発出されている状態、またはその状態と同等であると対策本部が判断した場合	【学内学外活動共通】 禁止 (オンラインでの活動は可)						

※緊急事態宣言の再発令や行政の指針変更等により上記内容を変更することもあります。